

令和8～9年度

下関市下水道施設管理・更新支援業務における
事業者選定支援業務

〔一 般 仕 様 書〕

下関市上下水道局下水道管路課

1. 業務の目的

本業務は、令和7年度実施の「下関市ウォーターP P P導入可能性調査委託業務」の結果（以下「過年度成果」という。）及び公表済の事業概要等（以下「事業概要等」という。）の内容に基づき、下関市（以下「発注者」という。）の下水道事業への官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式〔レベル3. 5〕）の導入を目指すため、業務の範囲やサービスの水準等を明確化した下関市下水道施設管理・更新支援業務（以下「本事業」という。）の実施方針を作成するとともに、事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

2. 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の順守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表 （ホ）完了届

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承諾を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

- ①受注者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ②管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有し、かつ下水道事業を対象としたPPP／PFI事業者選定支援業務又は、水の官民連携（ウォーターPPP）に関する事業者選定支援等の経験を有するものとし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ③受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 照査

- ①業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施しなければならない。
- ②照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、管理技術者と兼務できないものとする。

12. 成果品の審査及び納品

- ①受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- ②成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- ③成果品の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- ④業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13. 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

15. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

16. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

17. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

18. その他

本業務の受託者は、本事業の実施事業者を選定する入札に参加することはできない。

令和 8 ～ 9 年度

下関市下水道施設管理・更新支援業務における
事業者選定支援業務

〔特 記 仕 様 書〕

下関市上下水道局下水道管路課

1 総則

1. 1 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「下関市下水道施設管理・更新支援業務における事業者選定支援業務一般仕様書」
2. に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は一般仕様書によるものとする。

1. 2 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例、規則、通達、各種ガイドライン等（いずれも最新版）を遵守する。主なものは以下のとおり。

- ・地方自治法、地方財政法、独占禁止法、個人情報保護関係法令
- ・下水道法、建設業法、労働関係法令、その他必要な関係法令等
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PPP/PFI 法）
- ・下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン
- ・下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン
- ・発注者の契約・会計・情報セキュリティ等に関する規程類

1. 3 事業方式

本事業は、管理・更新一体マネジメント（更新支援型）とし、更新業務の基本的な役割分担は以下のとおりとする。

- ・包括事業者：更新候補抽出、優先度付け、年次更新計画案等の「更新計画」までを実施
 - ・発注者：実施設計以降（設計、工事発注、施工、工事監督、検査等）は原則として別途実施
- ※境界条件・例外・引継ぎ要件は、公募資料（要求水準書・契約条件）にて明確化する。

1. 4 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

1. 5 対象処理区

本事業の対象区域は、以下の処理区とする。

- ・筋ヶ浜処理区
- ・彦島処理区
- ・山陰処理区
- ・山陽処理区

1. 6 対象施設

本事業の対象施設は以下を基本とする。詳細は別表 1 のとおり。

- ・ 終末処理場 3 か所
- ・ 汚水ポンプ場 21 か所
- ・ 雨水ポンプ場 2 か所
- ・ 汚水マンホールポンプ 59 か所
- ・ 雨水マンホールポンプ 1 か所
- ・ 汚水管 約 887km

1. 7 事業期間

本事業の期間は 10 年とする。

1. 8 再委託

再委託は発注者の書面承諾を要する。ただし、第 2 章に定める弁護士による法務審査は専門性を踏まえ実施すること（責任は受注者が負う）。

2 業務内容

受注者は、発注者の意思決定（入札方式、契約構成、境界条件等）に資するよう、根拠・比較案・論点を整理しながら以下を実施すること。

2. 1 現状把握・課題整理

受注者は、対象施設について施設概要・管理状況・点検調査結果・更新需要・緊急対応体制等の現状を整理するとともに、既存の直営・委託範囲、発注者内体制、執行フロー及びデータ・台帳整備状況を整理し、あわせて更新支援型（計画まで）を前提として、更新計画と実施設計以降の業務の境界、引継ぎ要件並びに例外の取扱いに関する論点を抽出すること。

2. 2 事業スキーム詳細検討

多面的な観点（前提条件、事業性、事業費、人的資源等）から事業特性を評価し、本事業の導入目的を満たすことができる事業スキームを構築する。その際、市内業者が参画しやすい枠組みについて検討を行うこと。また、必要に応じて民間事業者から意見を聴取し、それを踏まえて事業スキームの内容を決定すること。

2. 3 実施方針（案）、要求水準書（案）の作成

（1）実施方針（案）の作成

公表済の事業概要等の内容及び前項の検討結果に基づき、事業スキーム、応募参加に関する条件、募集選定等のスケジュール、官民リスク分担等の本事業の基本的な方針を記載した実施方針（案）を作成すること。

（2）要求水準書（案）の作成

上記実施方針（案）及び前項の検討結果に基づき、事業目的、関係法令、基準、計画、維持管理等に関する要求水準書（案）を作成すること。

（3）質問、意見等への回答支援

公表した実施方針（案）、要求水準書（案）等に対し、民間事業者から寄せられた質問、意見等への回答を支援すること。また、必要に応じて、実施方針（案）、要求水準書（案）の見直しを行うこと。

2. 4 事業費算定・VFM 更新

従来方式（PSC）と本事業導入後の費用（LCC 等）を比較するための考え方、算定の前提条件及び比較結果を整理するとともに、人材確保、品質平準化、災害対応力、地域経済への波及等の定量化が難しい効果についても、可能な範囲で整理すること。

2. 5 公募・選定資料作成支援

（1）全体スケジュールの作成

本事業の導入に向けて必要となる公募準備、公募・入札、事業開始時期、事業期間等を設定し、事業の全体スケジュールを作成すること。なお、事業者選定方式は、公募型プロポーザル方式を想定してる。

（2）契約方式の検討

本事業の実施方式等も踏まえて、契約方式（請負契約・委託契約、PFI 事業契約等）を検討すること。

（3）公募関連書類等の作成

募集要項、要求水準書、モニタリング基本計画（案）、優先交渉権者選定基準、各種様式集等、公募に必要な書類を作成すること。

2. 6 事業者選定支援

（1）基礎審査支援

資格確認及び基礎審査（適合確認）に係る資料整理を支援するとともに、提案評価の集計、審査資料の作成並びに講評案の作成等の審査関連業務を支援すること。

（2）質問、意見等への回答支援

公告時に公表する資料に対する民間事業者からの質問、意見等への回答を支援すること。また、必要に応じて、公表資料を変更すること。

(3) 競争的対話の支援

本市が本事業の応募者と提案内容の確認及び交渉を行うことで、齟齬が生じないようになすこと等を目的に、競争的対話を実施する。また、応募者からの提案、質問等に対する回答作成を支援し、必要に応じて、公募資料を変更すること。なお、競争的対話は2回を想定している。

(4) 選定委員会運営支援

事業者選定委員会の運営支援として、事業概要や事業者の選定基準案を始めとする公募資料の概要説明、応募者からの提案書の取りまとめ等の委員会資料作成及び委員会開催に同席し、委員会の運営支援を行うこと。なお、運営支援の実施にあたっては、適正な審査が行われるよう透明性、公平性に留意すること。

(5) 弁護士による契約書類審査

弁護士法に定める弁護士資格を有する者により、協定書や契約書等の内容及び協定・契約締結に係る優先交渉権者との協議内容について、法的観点からの精査を受けること。

(6) 契約締結に係る支援

選定された民間事業者と本事業の契約締結に向けて、契約書（案）について最終的な疑義を調整し、下関市上下水道局と民間事業者の契約締結に関する支援を行うこと。

2. 7 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間4回、完了時の計6回を基本とする。必要に応じてオンライン会議システム等による実施も可能とする。オンライン打合せとする場合は、事前に本市に連絡すること。

2. 8 報告書の作成

以上の検討結果を踏まえ、報告書を作成すること。

2. 9 照査

業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施すること。

3 提出図書

- | | | |
|----------|-----------|-----|
| (1) 報告書 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (2) 参考資料 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (3) 議事録 | A 4 版製本 | 2 部 |
| (4) 電子成果 | C D - R 等 | 2 部 |

4 その他

特記仕様書（環境編簡易）（別紙1）及び特記事項（別紙2，3）を遵守すること。

別表 1

処理区			施設	名称	主要規格
公共下水道事業	筋ヶ浜処理区	汚水	汚水ポンプ場	筋川中継ポンプ場	100m/m×0.8m ³ /min 2台
				第3中継ポンプ場※ ¹	250m/m×6.5m ³ /min 4台 300m/m×9.2m ³ /min 2台
				小門中継ポンプ場	100m/m×1.1m ³ /min 2台
				伊崎中継ポンプ場	150m/m×2.3m ³ /min 2台
				竹崎中継ポンプ場	300m/m×9.5m ³ /min 4台
			管渠		約127.5km※ ²
			マンホールポンプ		4か所
	彦島処理区	汚水	処理場	彦島終末処理場	処理能力：15,700m ³
			汚水ポンプ場	竹ノ子島中継ポンプ場	100m/m×0.9m ³ /min 2台
				本村中継ポンプ場	150m/m×2.5m ³ /min 2台
				本村第2中継ポンプ場	80m/m×0.3m ³ /min 2台
				江の浦中継ポンプ場	150m/m×3.7m ³ /min 3台 300m/m×11.6m ³ /min 1台
				南風泊中継ポンプ場	150m/m×3.1m ³ /min 3台
				西山中継ポンプ場	200m/m×3.2m ³ /min 3台
				福浦中継ポンプ場	300m/m×13.4m ³ /min 2台
				塩浜中継ポンプ場	100m/m×0.7m ³ /min 2台
				田の首中継ポンプ場	150m/m×2.1m ³ /min 2台
				弟子待中継ポンプ場	150m/m×2.0m ³ /min 2台
			管渠		約118.5km
			マンホールポンプ		9か所
		雨水	マンホールポンプ		1か所 (令和8年度完成予定)

※1 本事業の期間中に機能停止を予定している。

※2 第3中継ポンプ場～筋ヶ浜終末処理場 圧送管約770mを除く。

処理区			施設	名称	主要規格
公共下水道事業	山陰処理区	汚水	処理場	山陰終末処理場	処理能力：73,800m ³
			汚水ポンプ場	新垢田中継ポンプ場	100m/m×1.0m ³ /min 2台
				綾羅木中継ポンプ場	250m/m×6.6m ³ /min 2台 300m/m×9.5m ³ /min 1台 350m/m×13.3m ³ /min 1台
				宮の下中継ポンプ場	150m/m×3.1m ³ /min 3台
				武久中継ポンプ場	200m/m×5.2m ³ /min 2台 250m/m×10.6m ³ /min 3台
				吉見中継ポンプ場	150m/m×1.4m ³ /min 2台
			管渠		約416.2km
			マンホールポンプ		27か所 (令和8年度完成2か所含む)
	山陽処理区	汚水	処理場	山陽終末処理場	処理能力：31,640m ³
			汚水ポンプ場	王喜中継ポンプ場	100m/m×1.6m ³ /min 2台
			管渠		約224.4km
			マンホールポンプ		19箇所 (令和8年度完成1か所含む)
		雨水	雨水ポンプ場	小月排水ポンプ場	1,500×m/m×315m ³ /min 3台
				小月啓作排水ポンプ場	800m/m×78m ³ /min 2台

別紙 1

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うもの

とし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。